

広島県木造住宅耐震化促進支援事業 耐震化補助のご案内（令和 8 年度）

広島県では、地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、木造住宅の耐震改修、建替え、除却を行う所有者に広島市とともに補助金を交付しています。

令和 8 年度の補助の概要を下記のとおりご案内しますので、木造住宅の耐震改修、建替え、除却をお考えの方はぜひご覧ください。

1 補助対象住宅

- (1) 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅であること。
- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て住宅であること。
- (3) 地階を除く階数が 2 以下であること。
- (4) 現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。
- (5) 国又は他の地方公共団体から、広島市住宅耐震改修等補助事業の補助金の交付の対象と同一のものに対して、補助金の交付を受けていないもの
- (6) 耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満(倒壊する可能性が高い)又は現地建替え事業、非現地建替え事業及び除却事業においては、簡易耐震診断による評点の合計が 7 以下であるもの

2 補助の概要

1 区分	耐震改修事業	現地建替え事業	非現地建替え事業	除却事業
2 補助対象	耐震改修事業に要する費用	現地建替え事業に要する費用	非現地建替え事業に要する費用	除却事業に要する費用
3 補助基本額	補助対象のうち、 <u>耐震改修工事費（工事監理費を除く。）の 80%かつ 115 万円/戸</u> を限度 なお、利子補給制度を利用する住宅については、交付金交付要綱附属第Ⅲ編第 1 章イ-16-(12)-①第 3 項第一号に定める算式により算定した額を減じた額	補助対象のうち、 <u>現地建替え工事費の 80%かつ 115 万円/戸</u> を限度	補助対象のうち、 <u>除却工事費の 23%かつ 58 万円/戸</u> を限度	補助対象のうち、 <u>除却工事費の 23%かつ 58 万円/戸</u> を限度
4 要件等	—	新たに建築する住宅は、省エネ基準に適合するものであり、かつ、土砂災害特別警戒区域外にあること。	—	新たに住み替える住宅は、耐震性を有すること。

※ その他補助対象者に関する要件等があります。

※ 災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）等において現地建替え事業を行う場合は、補助対象外となる可能性があります。

裏面もご覧ください

3 補助金の交付者

広島市住宅政策課 電話番号 082-504-2292

4 お問い合わせ先

広島県土木建築局建築課 建築安全担当 電話番号 082-513-4133

お問い合わせの内容は、広島市住宅政策課と共有させていただきます。

5 耐震化補助の流れ【所有者が行うこと】

(1) 補助申込み前の準備

①耐震診断の実施

専門家へ依頼するなどして、上部構造評点が0.7未満と判定される必要があります。広島市には、耐震診断の補助制度もございます。

※ 現地建替え事業、非現地建替え事業及び除却事業においては、簡易耐震診断（国土交通省住宅局監修、(一財)日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表）による評点の合計が7以下の場合も補助の対象です。

【耐震診断の補助制度のお問合せ先】

広島市住宅政策課 電話番号 082-504-2292

②地震に対する安全性の向上を目的とする工事の検討

耐震改修、建替え、除却のどの工事を行うか検討します。

③事前協議

補助金を受けることができるかを事前に協議します。

【耐震改修等の補助制度の事前協議のお問合せ先】

広島市住宅政策課 電話番号 082-504-2292

(2) 補助申込み（令和8年4月中旬以降）

事前協議に基づいて広島市住宅政策課へ申請書を提出します。審査のうえ補助が認められれば、補助金交付決定通知書が申請者へ交付されます。

(3) 工事の契約

施工者と工事の契約を締結します。

※交付決定通知前に工事の契約を行った場合は、補助対象になりません

(4) 着手届の提出

工事の着手後、着手届を広島市住宅政策課へ提出します。

(5) 工事の実績報告

工事の完了後、実績報告書を広島市住宅政策課へ提出します。審査のうえ完了が認められれば、申請者へ補助金額確定通知書が交付され、補助金の請求により、補助金が支払われます。

6 注意事項

- (1) 予算の範囲内での募集となるため、予算が無くなり次第終了となります。
- (2) 工事の実績報告は、工事完了の日から40日以内又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の1月末までのいずれか早い日までに行う必要があります。

裏面もご覧ください

- (3) 現地建替え事業後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。
- (4) 現地建替え事業、非現地建替え事業及び除却事業においては、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善する必要があります。